

Q 学校における情報セキュリティについて教えてください。

A 公立学校においては、設置者である県や市町村が定める個人情報保護条例に基づいて、学校が保有する個人情報を適正に取り扱い、学校に関わる人々の個人の権利を尊重しなければなりません。学校が保有し、適正に管理運用しなければならない情報は、個人情報の基本4情報といわれる氏名、性別、住所、生年月日だけでなく、健康状況、学習成績、その他多くのものがあります。さらには教職員や保護者の情報等も含まれています。そのような多くの個人情報を私たちは管理していることを常に意識しなければなりません。

国は学校における情報セキュリティ対策の考え方を、「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン(令和3年3月版)」に整理し、取りまとめています。ガイドラインでは、市町村の首長部局が策定した「基本方針」に則り、児童生徒の利用を想定した学校の運用基準を「教育委員会が対策基準として策定」し、実施手順(運用ルール)は「各学校で作成」することとしています。

校長は情報セキュリティポリシーが、教員及び児童生徒が生活の中で安心してICTを活用するために不可欠なものであることを認識し、運用するよう心掛ける必要があります。

【情報セキュリティに関する新しい考え方】

対策の基本 何を ⇒ 「学校が扱う※情報資産は何か」を、重要度に分けて把握
何から ⇒ 「リスク(外部・内部の脅威)」がどこにあるかを、正確に把握
どのように ⇒ 技術・ルール等に関する最新情報を常に把握し、セキュリティ対策を常に見直す

「何から守るべきか」

- ①「内部」からの情報資産の窃取、改ざん等への対策
- ②「自然災害」等による情報資産の滅失等への対策
- ③教職員の過失や児童生徒等のいたずら等による情報資産の窃取、改ざん等への対策
- ④「外部」からの悪意ある情報資産の窃取、改ざん等への対策

考え方の基本

- ①個人の情報は、本人のものであるという認識をもつ
- ②特定の者で管理するのではなく、共有(多くの目)することで管理する視点をもつ

※ガイドラインでは、学校が保有している情報全般を「情報資産」と称している。

GIGAスクール構想の実現による「高速大容量の通信ネットワーク」と「1人1台端末」が整備され、今後ますますICTを活用した学習活動の充実とモラルやセキュリティに関する理解が求められることとなります。

奈良県では「授業・学習系ネットワーク」においては、児童生徒・教員一人一人にオンラインを利用するためのID(@e-net.nara.jp)が付与され、教科の指導等におけるICTの活用が始まっています。また、「校務系ネットワーク」においては、「統合型校務支援システム」の整備が進み、令和5年度には全校での稼働が想定されています。これらには高度なセキュリティの仕組みが備わっていますが、事故防止のための実施手順(運用ルール)はしっかり策定しておかねばなりません。

「奈良県先生応援プログラム F研修(管理職対象)」では、「いいネットならの運用ルール」が紹介され、参加できなかった場合も録画された動画で見ることができます。運用ルールは市町村教育委員会と管理職で決めていくことが基本となりますが、研究所においても現場の先生方のご意見を伺いながら、より良いルール作りを支援していきます。

校種	全校種
----	-----